

○均等割・所得割が課税されない方

	合計所得金額
扶養がない場合	基本額 38 万円以下
扶養がいる場合	基本額 28 万円×（同一生計配偶者+扶養親族の数+1）+ 10 万円 + 加算額 16 万 8 千円※扶養がいる場合のみ加算

《均等割・所得割非課税 判定早見表》

被扶養者等の数	合計所得の非課税限度額	給与収入のみの場合	年金収入のみの場合 （65歳未満の方）	年金収入のみの場合 （65歳以上の方）
0人（本人のみ）	380,000円以下	930,000円以下	980,000円以下	1,480,000円以下
1人	828,000円以下	1,378,000円以下	1,470,667円以下	1,928,000円以下
2人	1,108,000円以下	1,683,999円以下	1,844,001円以下	2,208,000円以下
3人	1,388,000円以下	2,099,999円以下	2,217,334円以下	2,488,000円以下
4人	1,668,000円以下	2,499,999円以下	2,590,667円以下	2,768,000円以下
5人	1,948,000円以下	2,899,999円以下	2,964,001円以下	3,048,000円以下

※被扶養者等の数に関わらず以下に該当する方は、均等割及び所得割が非課税になります。

- (1) 生活保護の生活扶助受給者
- (2) 障害者、未成年、ひとり親・寡婦で前年の合計所得が**135万円**以下
 - ・給与収入のみの場合、2,043,999円以下
 - ・年金収入のみの場合（65歳未満の方）、2,166,667円以下
 - ・年金収入のみの場合（65歳以上の方）、2,450,000円以下

○所得割が課税されない方

	合計所得金額
扶養がない場合	基本額 45 万円以下
扶養がいる場合	基本額 35 万円×（同一生計配偶者+扶養親族の数+1）+ 10 万円 + 加算額 32 万※扶養がいる場合のみ加算

《所得割非課税 判定早見表》

被扶養者等の数	合計所得の非課税限度額	給与収入のみの場合	年金収入のみの場合 （65歳未満の方）	年金収入のみの場合 （65歳以上の方）
0人（本人のみ）	450,000円以下	1,000,000円以下	1,050,000円以下	1,550,000円以下
1人	1,120,000円以下	1,703,999円以下	1,860,001円以下	2,220,000円以下
2人	1,470,000円以下	2,215,999円以下	2,326,667円以下	2,570,000円以下
3人	1,820,000円以下	2,715,999円以下	2,793,334円以下	2,920,000円以下
4人	2,170,000円以下	3,215,999円以下	3,260,001円以下	3,270,000円以下
5人	2,520,000円以下	3,703,999円以下	3,726,667円以下	3,726,667円以下